

3 畜産物の抗菌性物質残留事例に対する適正な出荷制限期間指示書の発行指導

県南家畜保健衛生所

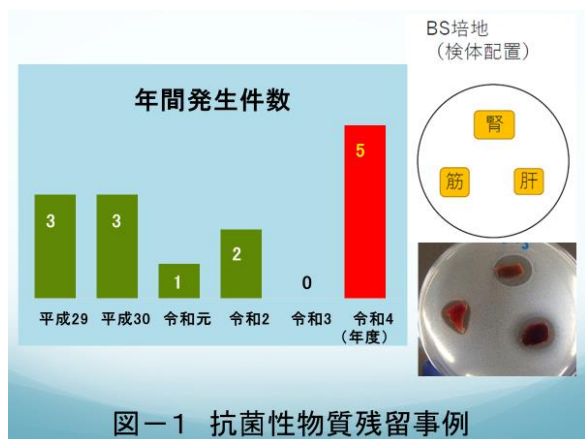
元村 泰彦・後田 徹志

畜産分野では疾病の治療や予防を目的に抗菌性物質が用いられ、畜産物の安定供給に対し貢献している。

その一方、畜産物への抗菌性物質残留事例（以下残留事例）が散発的に確認されており、その適正使用が重要視されている。

（1）管内の抗菌性物質残留事例

県内の食肉衛生検査所から当所へ情報提供のあった残留事例は、平成 29 年から令和 3 年までに年間 0 から 3 件で推移していたが、令和 4 年度は 5 件と増加した（図－1）。



図－1 抗菌性物質残留事例

今回、令和 4 年度の発生状況から浮上した課題とその対応について報告する。

（2）薬剤の使用

薬剤の使用には、1 点目として添付文書の用法容量に基づく使用で、獣医師は飼養者に使用禁止期間を指示する必要がある。2 点目は、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（以下、省令）に基づく使用。3 点目は、獣医師による例外的な使用（特例使用）。獣医師の判断により省令の規制用量を超える用量で使用可能であるが、獣医師は飼養者に対し、出荷制限期間指示書（以下、出荷制限書）を発行する必要がある（図－2）。

薬剤の使用について、ベンジルペニシリンプロ

ロカインを例に説明すると、豚では薬剤の添付文書の用法容量で 4,000～5,000 単位/kg の一般的用量の他、豚丹毒の治療では 50,000 単位/kg

①用法用量に基づく使用

- ・添付文書に記載。畜種・疾病により用法・用量が定められている
- ・使用禁止期間を指示

②省令に基づく使用

- ・動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（以下、省令）に畜種ごとの最高用量が定められている
- ・使用禁止期間を指示

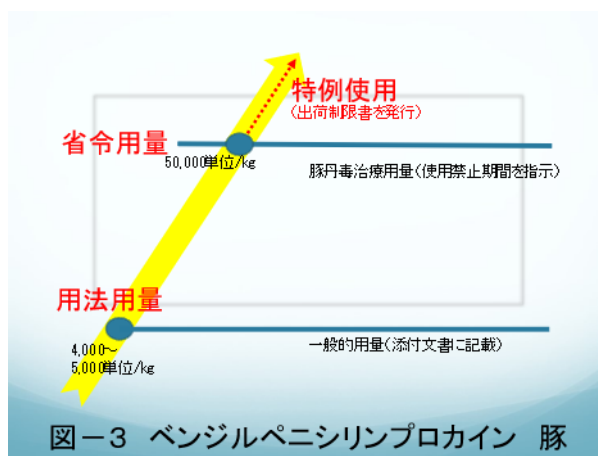
③獣医師による例外的な使用（特例使用）

- ・獣医師の判断により②を超える用量で使用可能
- ・出荷制限期間指示書（以下、出荷制限書）を発行

図－2 薬剤の使用

の容量の投与が可能と記載されている。省令では、50,000 単位/kg 以下の容量で使用することが義務付けられているが、獣医師の判断でこれを超えて使用する特例使用があり、この場合、飼養者へ出荷制限書を発行する必要がある。

（図－3）。



図－3 ベンジルペニシリンプロカイン 豚

（3）発生状況

発生状況については、1 例目は、所持していた抗菌剤を飼養者の父親が別の目的で使用した事例で、子牛の肺炎で指示されていたものを母

牛のけがに使用していた。飼養者はその事実を把握しないまま、使用禁止期間内に当該母牛を出荷した。

2 例目は、処方対象外である母豚に投与し、投薬記録簿に投薬の記載はされていたが、当該豚や豚房に投薬歴や出荷制限期間の掲示がなく、使用禁止期間内に出荷された。この 2 事例は、指示書以外の目的で使用したこと及び使用禁止期間内に出荷したことが違反となる。

3 例目は、診療獣医師が用法用量の約 2.3 倍量の抗菌剤を使用していたが、省令の用量の範囲内で使用禁止期間も遵守されていた。

4 例目は、診療獣医師の指示により飼養者が用法用量の約 4.7 倍量の抗菌剤を使用していたが、省令の用量の範囲内で使用禁止期間も遵守されていた。

5 例目は、用法用量及び使用禁止期間も遵守されていた。

畜種別では、牛で 2 事例、豚で 3 事例で確認された（図－4）。

事例	内容	畜種	違反内容
1	・所持していた抗菌剤を飼養者の父親が別の目的で使用（子牛の肺炎で指示されていたものを母牛のけがに使用）。 ・飼養者はその事実を把握しないまま、使用禁止期間内に出荷。	牛	指示書以外の目的で使用及び使用禁止期間内に出荷
2	・処方対象外である母豚に投与。 ・投薬記録はあるが、当該豚や豚房に投薬歴や出荷制限期間の掲示がなく、使用禁止期間内に出荷。	豚	指示書以外の目的で使用及び使用禁止期間内に出荷
3	・診療獣医師が用法用量の約 2.3 倍量の抗菌剤を使用。省令の用量は超えていない。 ・使用禁止期間遵守。	豚	法令違反なし
4	・診療獣医師の指示により用法用量の約 4.7 倍量の抗菌剤を使用。省令の用量は超えていない。 ・使用禁止期間遵守。	牛	法令違反なし
5	・用法用量及び使用禁止期間遵守。	豚	法令違反なし

図－4 発生状況

（4）調査結果と課題

飼養者による目的外使用が確認された。また、投与家畜や豚房等への投薬記録がなかったため、使用禁止期間が不遵守となった。また、添付文書の用法用量以上が使用されていたが、省令の用量以内の使用で法令違反はなかった。問題点として、今回、用法用量以上の使用が認められたが、特例使用の実態が不明であったため、特例使用の実態を把握する必要があると考えられた（図－5）。

<結果>

・目的外使用の確認

・投薬記録がなく、使用禁止期間が不遵守

・添付文書の用法用量以上が使用されていたが、省令の用量以内の使用（法令違反なし）

<課題>

用法用量以上の使用が認められたが、特例使用の実態が不明

図－5 調査結果と課題

（5）アンケート調査

アンケート調査の目的は、獣医師の特例使用の状況を把握することである。管内農場を診療対象とする獣医師 29 名（県内 22 名、県外 7

目的：獣医師の特例使用の状況を把握する。

対象：管内農場を診療対象とする獣医師 29 名（県内 22 名、県外 7 名）

調査項目：

・特例使用経験の有無
・出荷制限期間指示書（出荷制限書）発行の有無

動物用医薬品に関するアンケート（氏名）

① これまでに動物用医薬品（主に抗菌剤等）について、添付文書等に書かれた用法用量（又は異なる用法）で動物に使用したことがありますか？
「はい」の場合はその動物種（肉用牛、乳用牛、豚、鶏など）について（ ）内にご記入ください。
はい（ ） いいえ（ ）

② これまでに「出荷制限期間指示書」（通常の動物用医薬品添付文書とは異なります。）を発行した事がありますか？ 「はい」の場合はその動物種について（ ）内にご記入ください。
はい（ ） いいえ（ ）

③ ①、②ともに「はい」と回答された方に質問です。獣医師の判断で用法用量以上の薬剤を使用した場合は、「出荷制限期間指示書」を発行しお持ち帰りいただく必要はありますか？
はい（ ） いいえ（ ）

④ ①で「はい」、②で「はい」と回答された方に質問です。なぜ「出荷制限期間指示書」を発行されなかったのですか？（複数回答可）
ア、「出荷制限期間指示書」の存在を知らなかった。
イ、「出荷制限期間指示書」が手元になかった。
ウ、当該で飼養に利用したもので「出荷制限期間指示書」は必要ないと考えた。
エ、理由がなかった。
オ、その他（自由回答）
（ ）

⑤ ②で「はい」と回答された方に質問です。この 1 年間に畜産施設内の畜産で何枚の「出荷制限期間指示書」を発行されましたか？
ア、発行していません。 エ、10 枚以上 50 枚未満
イ、1～2 枚 ウ、3 枚以上 10 枚未満
（ ）

図－6 アンケート調査

・特例使用経験有：10/29名（34%）

・上記の内、出荷制限書を発行無：6/10名（60%）

問題点

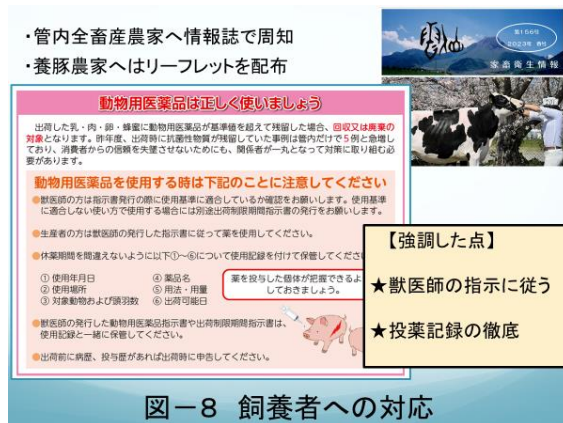
・3割を超える獣医師が特例使用を実施しているが、出荷制限書を発行していない場合がある

図－7 アンケート調査結果

名）を対象に、図－6 に示したアンケート調査を実施した。特例使用経験の有無及び特例使用時の出荷制限期間指示書の発行の有無について調査した。

アンケート調査結果は、獣医師 29 名のうち 10 名 34%が特例使用の経験があり、うち特例使用時の出荷制限書の発行無しが 10 名中 6 名 60%

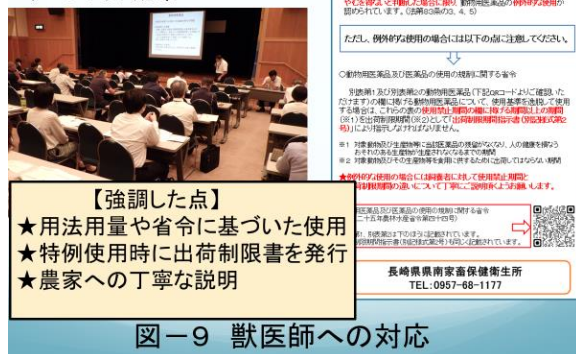
であった（図－７）。以上の結果から課題として、3 割を超える獣医師が特例使用を実施していること及び出荷制限書を適正に発行されていない場合がある事が明らかになった。



図－８ 飼養者への対応

農家自身が投薬を行うケースが多い養豚農家については、獣医師からの指示の遵守と投薬記録の徹底を訴えるリーフレットを別に作成し、配布・指導を実施した（図－８）。次に獣医師については、調査によって獣医師が特例使用の経験を有している実態と出荷制限書が適正に発行されていない状況が明らかとなり、安全な食肉を消費者に提供する重要な立場にあることを再

- ・動物薬事に関する講習会
- ・リーフレット配布



図－９ 獣医師への対応

認識させるために、動物薬事に関する講習会を通じて、用法容量や省令に基づいた薬剤の使用を行うとともに、特例使用時の出荷制限書の適正発行及び農家への丁寧な説明を指導し、リーフレットの配布も実施した（図－９）。

（７）まとめ

飼養者の目的外使用及び投薬記録の不備があった。また、法令違反ではないが、用法用量以上の使用が確認された。アンケート調査で、3 割の獣医師が特例使用を実施し、うち 6 割が出荷制限書が未発行であった。

このため、飼養者及び獣医師へリーフレット

の配布や講習会による指導を実施した。なお、令和 5 年度の残留事例はなかった。

残留事例発生防止のためには、獣医師は飼養者に用法用量や省令に基づく適正な使用を指示し、特例使用時の制限指示書の発行が重要となる。また、飼養者については、当該指示書の遵守及び投薬の記録の徹底が重要となる。

今後も問題点を明確に把握し、講習会等を利用し、丁寧な対応をしていくことで残留事例の防止に努めていきたいと考える。